

2019年4月

お客様 各位

井関農機株式会社

国内農機販売会社の営業時間外対応に関するお知らせとお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素はキセキ製品をご愛用頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社グループは、本年4月1日から施行の「働き方改革関連法」を受け、法令の遵守並びに魅力ある職場づくりとより良いサービスを提供し続けるため、弊社グループ従業員の長時間労働の是正と、合わせて生産性の向上を図って参ります。

つきましては、営業時間外や休日の対応について、以下の通りお知らせ致します。

ご不便をお掛けいたしますが、趣旨ご賢察の上、ご高承賜ります様よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 社員に対し、一定の労働時間を超過して業務を行わせることは法令違反となります。
 - 残業業務、休日勤務が出来ない場合があります。
 - 営業時間内での対応が困難と判断される場合においては、翌営業日での対応とさせていただきます。
 - 担当者の携帯電話での対応についても、営業時間外や休日の場合、時間外労働とみなされる可能性があります。
2. 農繁期、農閑期に関わらず、週1日以上の日を有給を取得させます。
 - 休日対応した場合は代休を取得させます。
 - この他に、年次有給休暇の取得を進めて参ります。
 - このため、営業日であっても担当者が休日の場合は、担当者以外の対応となることがあります。
3. 営業日並びに営業時間については、国内農機販売会社毎に定めます。
 - 営業時間や休日に関するお問い合わせは、最寄りの販売会社までお願い申し上げます。

以上